

【研究ノート】

帰源院文書からみた鎌倉の寺社に残された秀吉朱印状の意義

梯

弘

人

帰源院文書からみた鎌倉の寺社に残された秀吉朱印状の意義

梯 弘人

【キーワード】

帰源院文書 鎌倉 秀吉朱印状 当知行安堵 徳川家康

【要旨】

本稿は円覚寺（鎌倉市・臨済宗）塔頭である帰源院に伝來した文書群であり、現在当館に所蔵される帰源院文書⁽¹⁾をとおして、鎌倉の寺社に残された秀吉朱印状の評価について、寺社の立場から考察するものである。

天正十八年（一五九〇）七月に小田原北条氏を倒した豊臣（羽柴）秀吉は、北条氏の旧領を徳川家康に与え、鎌倉の寺社領に対する検地を命じた。翌月二十二日には鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺、東慶寺（以下、「四寺社」と表記）に対して当知行安堵を認めた朱印状を発給している。その後、家康による検地が翌年閏正月頃から始められ、十一月に家康名义での所領寄進が行なわれた。

秀吉が遠征先で発給した寺社に対する当知行安堵の朱印状は、九州や関東、奥羽含めて本件のみ確認される稀有な事例である。そのため、先行研究においては、この朱印状発給が鎌倉という地域の特殊性を反映したものとみなされてきた。すなわち、秀吉も当知行安堵の朱印状を発給し鎌倉の寺社を保護することで、自身がその地位に相応しいことを示したと理解されてきた。

しかし、検討の結果秀吉朱印状は寺社の要請を契機として作成されたものであつた可能性が高いことが分かつた。鎌倉で宣言された当知行安堵の約束を確実なものとするため、寺社の関係者が帰京途中の秀吉の許を訪れ、朱印状発給を求めた故に作成されたと考えられるに至つた。

その後も秀吉朱印状は、寺社の権利擁護のための根拠として活用され、徳川家康が実施した検地に対しても、影響力をもたらしたと思料される。

はじめに

本稿は円覚寺（鎌倉市・臨済宗）塔頭である帰源院に伝來した文書群であり、現在当館に所蔵される帰源院文書⁽¹⁾をとおして、鎌倉の寺社に残された秀吉朱印状の評価について、寺社の立場から考察するものである。

天正十八年（一五九〇）七月に小田原北条氏を倒した豊臣（羽柴）秀吉は、北条氏の旧領を徳川家康に与え、鎌倉の寺社領に対する検地を命じた。翌月二十二日には鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺、東慶寺（以下、「四寺社」と表記）に対して当知行安堵を認めた朱印状を発給している。その後、家康による検地が翌年閏正月頃から始められ、十一月に家康名义での所領寄進が行なわれた。

秀吉が遠征先で発給した寺社に対する当知行安堵の朱印状は、九州や関東、奥羽含めて本件のみ確認される稀有な事例である。そのため、先行研究においては、この朱印状発給が鎌倉という地域の特殊性を反映したものとみなされてきた。

鎌倉は幕府草創の地であり、鎌倉時代以来の由緒ある寺社が存在している。東国における正当な支配者と認められるためには、その寺社の伝統に則り、相応しい形で保護をする必要があつた。例えば、北条氏綱は先例に基づき鶴岡八幡宮の修造に取り組んだことで、東国において支配者に相応しい存在として認められたことが知られている。

同様に秀吉も当知行安堵の朱印状を発給し、鎌倉の寺社を保護することと、自身がその地位に相応しいことを示したと理解されてきた。

それに加えて、鎌倉における検地については、新たに関東に入部することになつた徳川家康と豊臣政権との関係を分析するための事例として扱われている。検地における秀吉の主導性、すなわち家康が秀吉配下と

して行動したことにより見出す論者として、高柳光寿氏⁽²⁾、村上直氏⁽³⁾、

児玉幸多氏⁽⁴⁾、曾根勇一氏⁽⁵⁾が存在する。彼らは関東での惣檢地が関東仕置の一環として秀吉から命じられたことや、朱印状発給と同日に秀吉右筆の山中長俊が徳川家臣の伊奈忠次へ四寺社領の当知行安堵について指示を与えていたことをもつて、秀吉が家康の関東統治に介入したと評価している。

なかでも児玉氏は四寺社が秀吉朱印状を「家康の政策に勝るもの」と位置づけ、秀吉によって認められた特権を江戸時代を通じて主張し続ける重要な根拠とし、家康にとつては、「他の地域と異なった特殊な支配を鎌倉に対して行わなくてはならない原因となる」と述べている。具体的に家康が秀吉朱印状の拘束を受けた事例として、検地結果の貫高表記をあげている。寺社領の「当知行」を安堵するため、小田原北条氏時代の貫高を受け継いだものとする。

他方、家康の独自性を評価する研究も存在する。中野達哉氏⁽⁶⁾は秀吉の

安堵と家康の安堵をそれぞれ別個のものとして捉えている。その中で秀吉朱印状については、あくまでも时限措置のものであったとしつつ、秀吉が天下人として鎌倉の寺社を保護することを示すため、自主的に発給したものと理解している。

ところが、これまでの秀吉朱印状についての理解に疑義が提起されるに至った。青木文彦氏⁽⁸⁾は一般書という形ながら、鎌倉での秀吉の行動を「パフォーマンス」と捉え、朱印状は秀吉が自主的に発給したものではなく、寺社側の申請を契機として発給された可能性を指摘する。この見解は具体的な論証を伴つたものではないが、秀吉朱印状の位置づけを考えるうえで重要な指摘であることは間違いない。つまり、これまで先行研究において前提となっていた秀吉朱印状の位置づけが変わることを意

味する。これまでの議論に一石を投じる見解と言えよう。

そこで本稿では、この青木氏の提起を受け、秀吉朱印状の発給過程を具体的に論証していく。さらに新たな視点として、児玉氏が述べたように、秀吉朱印状を家康の政策に勝るものと位置付けようとした四寺社の立場から分析を行うことで、この課題に迫りたい。

また、本稿においては、史料としての帰源院文書に注目する。鎌倉における太閤檢地の遂行過程について、先行研究においても本文書群に基づいて考察が重ねられてきており、その検証のために必要不可欠な史料と言える。しかし、これまでには東京大学史料編纂所の影写本及び「相州文書」を底本としており、あくまでも文字情報にのみ注目されてきた史料であった。本稿においては、帰源院という寺院に残された文書であるという点や、字配りなどの面にも注目することで、秀吉朱印状発給過程を秀吉や家康だけではなく、検地を受けることとなつた寺院の視点から明らかにしていく。

それでは、本稿の構成について述べていこう。まず、帰源院文書をとおして検地実施の流れを確認する。次に朱印状が作成された背景について、山中長俊副状案をはじめとした同日に作成された文書群をとおして明らかにする。そのうえで、鎌倉の寺社による秀吉朱印状の扱いについて確認する。最後に、家康が実施した検地に対する秀吉朱印状の影響力について考察を行う。

なお、円覚寺塔頭帰源院の名称は、創建当初「帰源庵」であったが、安永九年（一七八〇）に「帰源院」と改称したものである⁽¹⁰⁾。そのため、本稿においては以下、「帰源庵」と表記する。

一 検地実施の流れ

ここでは、一連の文書から鎌倉における検地実施の流れを確認する。天正十八年七月十七日、秀吉は鶴岡八幡宮に参詣し、ここで同宮の造営と鎌倉での惣検地を指示したと思われる。それを示すように同日に作成された同宮の知行指出⁽¹⁾と円覚寺境内諸塔頭の敷地書立⁽²⁾が存在する。円覚寺の敷地書立は本寺と各塔頭の所領貢高がそれぞれ記されており、その合計は百四十四貫八百四十二文である。

秀吉が鎌倉を去った後、四寺社領の検地について秀吉の家臣と徳川家臣の間で往復書簡が交わされた。それぞれ案文として残されているが、その内容を見ていく。

史料一 片桐直倫・早川長政連署状案⁽¹³⁾

猶以、四ヶ所當知之外ハ、能々相改両人判仕進之候、
先度鎌倉^{二而被}_(關字)仰出候八幡領・建長寺・円覚寺・松岡四ヶ所之儀、
如前之當知之分惣國御検地被仰付候間、本之田地無相違可被下旨_(關字)
御諫候、此等趣自兩人可申上旨候、尤參可得御意儀候へ共俄奥へ御
使^ニ罷越候条、如此候、可然様御取成頼存候、恐々謹言、

片桐市正

七月廿三日 早川主馬正

〔高力河内守殿 (折紙袖裏表書)〕

成瀬伊賀守殿 御中

本状は秀吉の家臣片桐直倫（且元）・早川長政が徳川家臣高力清長・成瀬国次に宛てたものである。秀吉が鎌倉滞在中に検地の実施を命じたこと、四寺社領については当知行安堵とすることが「御諫」すなわち秀吉の意志であることを述べる。あわせて、片桐・早川が急きよ陸奥国へ向けて出立することになつたため、寺社領当知行安堵の方針を家康へ伝達するよう依頼したものである。統いて高力の返信を確認する。

史料二 高力清長書状案⁽¹⁴⁾（改行は原文ママ）

鎌倉八幡領并建

長寺・円覚寺・松岡之儀

付^而、御状同指出給候、

則拙者江戸へ罷越

具家康へ令申候処^ニ、

^(擧頭)御諫之旨相違不可有之

由也、伊奈熊三^ニ則

被申付候、彼御房我々

懇比^ニ引合申候間、

可御心易候、恐々謹言、

高力河内守

七月廿六日 清長 判

〔片桐市正殿 (折紙袖裏表書)〕

早川主馬正殿 御報

高力は片桐・早川の書状と寺社領の指出を受領したこと、四寺社領当知行安堵の件を江戸に滞在中の家康へ報告したことを記す。また、検地実務を担当する伊奈忠次に対して政権の方針を順守するよう家康が命じたことを述べる。最後に「彼御房」が我々を親切に取り持つてくれるので安心してほしいと伝えている。

八月廿二日
○
（秀吉朱印）
鎌倉
円覚寺并末寺

これらの往復書簡から、七月二十三日時点では秀吉から四寺社領の当知行安堵の方針が徳川家へ示され、その三日後の二十六日時点では家康や実務にあたる伊奈に対してその方針が伝達されたことが明らかである。

秀吉の方針は史料上「御諭」と表記されている。特に史料二において擡頭が用いられる点は留意すべきであろう。すなわち、徳川家として秀吉の命令に敬意を示し、それを奉ずることを表明したものと捉えられる。また、この時点で徳川家から当知行安堵についての疑義などは示されていないことも確認しておきたい。

なお、これらの往復書簡は帰源庵に案文として残ってきたものである。

家康や徳川家臣の伊奈に対して四寺社領の当知行安堵の方針を示した秀吉は、京都に戻る途中の八月二十二日、駿府において四寺社に対し次のようないかだを発した。

史料三 豊臣秀吉朱印状¹⁵

寺領事、任當知行之旨被仰付訖、如本帳面全可令寺納候、國並檢地之上、出分共可有領知候、并門前屋敷等可致進退候、國役之儀令免除候也、

〔御朱印被下時之添狀之写〕（折紙袖裏表書）

山中橋内
八月廿二日 長俊 判

伊奈熊三殿

御宿所

史料四 山中長俊副状案¹⁶

鎌倉鶴岡・松岡・建長寺・円覚寺、此四ヶ所寺社領御朱印被成遣候、従最前如被仰出當知行分有様可有御渡候、檢地出来^(目)共不可有異儀旨候、員數目錄重而可被懸御目候、恐々謹言、

本状は円覚寺宛のものであるが、現在同趣旨の朱印状が建長寺⁽¹⁶⁾・東慶寺⁽¹⁷⁾宛のものが残されている。鶴岡八幡宮宛のものは現存しないが、次の史料四を合わせて考えると、同宮宛の朱印状も作成されたのは確実であろう。朱印状の内容をみてみると、寺領については従前どおりの知行を安堵し、検地で新たに把握された土地も寺領とすることに加え、門前にに対する国役免除を認めたものである。また、同日付で秀吉右筆の山中長俊が伊奈忠次に宛てた文書も存在している。

山中は伊奈に対し、四寺社宛の秀吉朱印状が作成されたことを述べ、寺社領の当知行安堵と出目の処理を指示通り行うよう伝え、検地実施後に改めて検地目録を提出するよう求めている。

このように四寺社領の当知行安堵を認めた秀吉朱印状が作成された後、翌年閏正月頃から徳川家による検地が開始された。⁽¹⁹⁾ 円覚寺の所領内訳は次に掲げるとおり、徳川家臣の彦坂元正から四月八日の時点で示された。

史料五 彦坂元正手形案⁽²⁰⁾

一 鎌倉円覚寺替地渡候村之事

以上百三拾三貫弐百拾五文

此外拾貫二百文

以上卅一貫六百廿七文

合百四拾四貫八百四拾弐文^ハ

右、先書出任、如此在々有之を弐か所へ寄渡置申候、何時も 御

判刑^(形)頂戴之上、此一札者拙^者方へ返し可被下者也、為後日如件、

卯

四月八日 彦坂小刑部 判

円覚寺

御納所中

四寺社の所領はそれぞれ散在していたが、徳川家により鎌倉の内に整理され、円覚寺の所領は山内村と極楽寺村において合計「百四拾四貫八

百四拾弐文」の所領が宛行わることとなつた。本貫高は彦坂が先の書出に任せと述べているとおり、予め同寺が豊臣政権に対して提出した所領貫高と同一である。山内村での拾貫二百文は収公され、他所領に切り替えられているのは、指出と貫高を合わせるためであろう。

また、本史料は原本を彦坂へ返却するよう記されていることからも、円覚寺において作成された案文であることが分かる。

そしてついに、同年十一月鎌倉の四寺社に対する家康の判物⁽²¹⁾によつて領地の寄進が行われ、ここに検地が完了した。この時の円覚寺領の貫高は山内村、極楽寺村における貫高の一桁部分が削られ、十二文減つて百四十四貫八百三十文となつてゐる。

以上が鎌倉の四寺社に対する検地実施の過程である。天正十八年七月に片桐直倫・早川長政から高力清長を通じて、四寺社の当知行安堵の「御諠」が家康に伝えられた。そして翌月秀吉朱印状が作成され、同日改めて山中長俊からも当知行安堵の旨が検地の実務担当者である伊奈忠次に伝達されている。そして、翌年家康の検地が実施されたという一連の流れとなる。

この検地について、秀吉が鎌倉において四寺社領の当知行安堵を宣言した時点では、秀吉直轄の事業として進める予定であつたと考えられる。当初寺社からの指出は片桐に提出されている。⁽²²⁾ ところが、宇都宮・会津での仕置を実施するにあたり、任務の優先順位変更が行われたのである。片桐と早川が陸奥国へ急ぎよ向かうこととなつてゐる。そのため、寺社領当知行安堵を命じる「御諠」の通知とともに徳川家に検地実施が引き継がれていいる。

改めてここで問うべきは、なぜ秀吉朱印状がこの七月の時点ではなく、翌月の八月二十二日に作成されたのかという点である。この疑問に対し

て曾根氏は斎藤司氏の論考⁽²³⁾に拠り、同日を秀吉による関東仕置の仕上げの日として捉えており、四寺社領の処置に関する結論として朱印状作成が行なわれたと説明する。⁽²⁴⁾

しかし、史料一の時点ですでに鎌倉四寺社領の当知行安堵という「御諫」は示されており、請書となる史料二において徳川側が了承したことが表明されている。とりわけ「御諫」という文言に対し敬意表現が用いられていることから、徳川家にとつても政権の方針を軽く扱っているとは思われない。さらに、当知行安堵の方針を巡り、両者の間で折衝や調整が行なわれたことを示す文言は史料上にはみられない。八月に朱印状が作成されたのには別の理由があつたと考えるべきだろう。

それでは秀吉朱印状が何故七月中ではなく、八月二十二日に作成されたのか、同日における秀吉の動向に注目して考察を進めていく。

二 天正十八年八月二十二日に作成された朱印状

会津での仕置を終えた秀吉は、八月十二日に同地を出発し、十五日古河において関東公方家についての処置を命じ、鎌倉に立ち寄ることなく、二十日には駿府に到着した。⁽²⁵⁾ところが、折からの降雨により二十一日に至つても大井川を渡ることができず、同地に足止めされることとなつた。その秀吉の許を古河姫君からの使者である上臈と鳳桐寺が御礼言上のため訪問している。彼らは姫君の堪忍分安堵の礼を述べ、奉行衆の屋敷の安堵について願い出た。その結果、宇都宮で仕置の実務にあたつていた増田長盛に宛て、古河城の破却とともに奉行衆の屋敷について安堵するよう命じる秀吉朱印状⁽²⁶⁾が作成されている。

同朱印状にあわせて同日付で山中長俊による増田長盛宛⁽²⁷⁾と公方家奉行衆宛の書状二通も作成された。山中は公方家奉行衆宛の書状において

「委曲上臈御方・鳳桐寺口上申渡候、其元之儀彼是増田方へ書状遣候、有御内見、以天徳寺早々可有御届候」と記す。つまり、駿府で行われた交渉の中身については、古河へ戻る使者の口頭報告に加えて、増田宛の書状を使者へ託すので、奉行衆はその内容を確認するようにと述べたものである。その上で、書状を増田へ届けるよう依頼している。

また、増田宛書状の冒頭に「從古河為御礼御局御越条、幸便ノ故令啓候⁽³⁰⁾」として、古河姫君の使者に文書を託したことが記されている。

以上の状況から二つのことが分かる。一つは秀吉朱印状と山中書状を古河姫君の使者が一括して持ち帰ったこと。もう一つは朱印状をはじめとした一連の文書作成の背景に、古河姫君からの要望が存在していたことである。

前者については、遠隔地へ文書を伝達するに際して、都合よく便りを届けてくれる人物に託すという慣習が存在していたことは既知のことである。⁽³¹⁾増田の居る宇都宮方面へ帰る人物に文書を一括して託すことは、自然の成り行きであろう。

後者については、秀吉朱印状において奉行衆の屋敷地安堵を認めていることから、古河姫君からの要望を前提として作成されたとみてよい。このことは文書残存の面からも裏付けられる。ここで取り上げた文書はいずれも古河公方家の後身である喜連川家に伝わっている。詳細な経緯は不明なもの、増田宛の朱印状と書状が古河公方家の家伝文書を含む文書群中に伝来している事実は、それらの文書を公方家が保管していたことを示すものである。公方家は自らの権利を守るために増田宛の文書を保管していたのである。

以上、本事例において、秀吉の許を訪れた使者が関連文書を一括して預かつたことと、八月二十二日付の朱印状が文書受給者からの要望を前

提として作成されていたことが判明した。それならば、同日に作成された史料三、四においても同様の構造を見出すことができるだろうか。

鎌倉の四寺社の場合、前月の時点では当知行安堵の方針が伝達されていたものの、いまだ書面として示されてはいない状況であった。そのため、四寺社の関係者が駿府滞在中の秀吉の許を訪れ、朱印状の作成を依頼したという可能性を想定できる。

この可能性の当否を検討するため、史料四に着目しよう。先述したとおり、山中が伊奈に宛てて四寺社領の当知行安堵について指示した文書である。文書原本は伊奈の手元に残されたのであろう。本史料は案文の形で伝来し、折紙袖裏表書に「御朱印被下時之添状之写」と注記される。史料一、二も同様に案文であるにも拘わらず、本状にのみこのような注記がなされているため、本状における注記は【写】という案文三通に共通する事項ではなく、【朱印状の副状であつた】という事項に力点が置かれた記述であることが分かる。

それでは【朱印状の副状であつた】とは如何なる意味であろうか。帰源庵の関係者が朱印状とあわせて山中書状の原本を円覚寺へ持ち帰り、手元で保管するため山中書状の案文を作成し、その原本を伊奈に届けたという状況を想定するならば、整合的に理解することが可能である。すなわち、円覚寺に朱印状が届いた時点では山中書状はそれに添えられた文書であったという理解である。このような状況は古河姫君の使者の事例でもみられることがある。また、この理解に基づくならば帰源庵関係者が秀吉の許を訪れ、朱印状を受領したと考えることが可能となる。

ちなみに、この時の使者として活動した帰源庵関係者として考えうるのは、同庵の庵主であった雲如梵意である。⁽³²⁾ 雲如は後年、検地完了の御

礼言上のため上洛して秀吉と面会している⁽³³⁾。駿府への使者も彼が務めたと考えるならば、同庵に山中書状の案文が残されたという状況とも整合的である。さらに推測を重ねるならば、史料一、二も同庵に案文として残していることから、史料二に見える「彼御房」も同人を指すものとも思料される。記して後考を期したい。

以上、帰源庵関係者（雲如カ）が秀吉の許を訪れ、朱印状と山中書状を受領したと考えられる可能性を見出すことができた。それでは続いて、秀吉朱印状が寺社側の要望を前提に作成されたのかという点について考察を行う。次にみるのは、当日の朱印状発給に対する秀吉の姿勢をうかがわせる史料である。

史料六 豊臣秀吉朱印状⁽³⁴⁾

当社造営事、於御帰洛之上、急度可被仰付候、聊不可有別儀候、猶山中橘内可申候也、

天正十八

八月廿二日  (秀吉朱印)

鎌倉鶴岡

八幡宮社家・神人中

本状は鶴岡八幡宮の造営を約束したものである。秀吉に同宮造営を行いう意志があつたことは疑いないが、京都に戻った後で命令を下すので今は待つようと述べている。秀吉はこの場において造営に関する指示・命令を出すつもりがなく、そのために朱印状をわざわざ発給する強い動

機があつたとは見受けられない。

他方、鶴岡八幡宮にとつては朱印状発給を求める理由があつたと考えられる。鎌倉における造営の約束は秀吉から口頭もしくは家臣を介してのものに留まつていた。そこで同宮関係者が帰京途中だつた秀吉を追跡し、書面の形で造営の約束を求めたと考えられる。⁽³⁵⁾

本事例に鑑みると、同日に発給された鎌倉の四寺社領当知行安堵を認める朱印状についても同様に、当初口頭もしくは家臣を介しての約束であつたところを、書面の形で保証を求める寺社側の要望により作成されるに至つたのではないだろうか。

さらに、史料一、二が帰源庵に残された背景も円覚寺の側に当知行安堵を確実なものにしたいとの動機があり、実務者間で交わされた文書の案文を作成し、実際の検地実施に備えたとみることができよう。⁽³⁶⁾

ここまで史料を引用しながら述べてきたが、そもそも当日の秀吉は、本来駿府に滞在する予定ではなく、たまたま降雨により大井川の渡河を待つていた状態であった。この地において当初から計画的に関東仕置の総括を行つたとみなすことは難しい。⁽³⁷⁾

以上、秀吉朱印状が発給された当日の文書発給を巡る様相を見てきた。鎌倉の四寺社に対する当知行安堵を約束する同朱印状は、寺社の申請を契機として発給された可能性が高いと考えるに至つた。さすれば、これまでの秀吉朱印状の位置付けを見直す必要があろう。そこで次に、この朱印状が持つていた意義について、その発給を求めた寺社の人々の視点から考察を続けていこう。

三 四寺社にとつての秀吉朱印状

ここでは、四寺社領の当知行安堵を認めた秀吉朱印状において謳われ

ている、検地の出目を寺社領に編入することや、国役免除に着目して考察を進めていく。

寺社領の当知行安堵については、朱印状発給以前の時点で既に秀吉が表明しており、徳川家もその旨を了解していた。ただし、出目の処理と国役免除については朱印状が作成された八月二十二日になつて初めて見えるものの、国役免除については触れていない。そのため、国役免除については、四寺社の側から要望したものであり、それを政権側が朱印状の文面に載せたものと推測できる。四寺社が所領の当知行安堵以外に何を求めたのかを確認していく。

そもそも四寺社は、鎌倉時代以来、鎌倉・室町幕府や鎌倉府の保護を受けてきており、引き続き小田原北条氏の時代においても特別な待遇を享受していた。各寺社は北条氏の検地によってその所領が安堵されたことに加え、鶴岡八幡宮は氏綱・氏康によって修造が果たされ、その門前は不入が認められていた。⁽³⁸⁾ 臨済宗三か寺についても行堂の諸公事は免除とされている。⁽³⁹⁾ 普請人足の賦課についても基本的に免除されていたことが知られている。鎌倉中の棟別を単位として人足が賦課されていた足利義氏屋敷の普請についても、諸寺は免除となつていた。⁽⁴⁰⁾ また秀吉襲来に備えて足柄城の普請を行うにあたり、北条氏は鶴岡八幡宮領からも人足動員を行つたが、同宮からの抗議を受け、人足賦課を地下並とはしないことを約束している。⁽⁴¹⁾

このように四寺社は所領と特権の保持を北条氏から認められていた。彼らは新たな支配者となつた秀吉に対しても同様の保護を認めるよう求めたと考えられる。そのような背景のもと作成されたのが秀吉朱印状だつたのであろう。それを裏付けるように円覚寺は、検地が完了した後も

自己の権利擁護のための根拠資料としてこの朱印状を持ち出している。

史料七 棟別訴訟状之写⁽⁴²⁾

申上条々

一当寺門前棟別之事、鎌倉中谷々^ハ棟別屋敷別而御座候、山内^ハ自屋
敷年貢・棟別兩様罷出候、年貢^ハ当寺へ請取申候、棟別^ハ御公方へ
納申候、依之寺領之年貢先以棟別^ニ可出由、当代官被申之由候、
於如此者、当寺可為退転候事、

一百姓・肝煎致論許寺領之内、増分有之由代官へ申出候、國並御檢
地之上出分共可被下之旨 御朱印^ニ令頂戴候処^ハ、自寺領之内増分
代官へ被取申候事、一段迷惑申候事、

一御朱印御文言、門前屋敷可致進退候、國役之儀令免除候也与、可
被下候間、当寺門前諸役御赦免候様^ニ御申成奉願候事、

右如此之旨、御披露所仰候、

十月廿八日

円覚寺

衆中

全阿弥殿

御申上

本史料の原本は天正末年から慶長四年（一五九九）までに作成されたとされており⁽⁴³⁾、円覚寺が家康家臣で寺社行政を担当していた全阿弥（内藤正次）に宛てたものである。第一条では山内村の屋敷には棟別・年貢の両方が賦課されているが、代官に納入する棟別を優先するよう求めら

れては寺が立ち行かなくなる旨を述べている。第二条では検地増分を寺領に組み込むことが朱印状で認められているにも拘わらず、代官に収公され迷惑していると記す。第三条では朱印状によつて国役免除が認可されているため、門前の諸役を免除してほしいと訴えたものである。

このように円覚寺が徳川家臣に対して課役免除を求める際の根拠として秀吉朱印状を用いたことが分かる。特に第二条と第三条では朱印状において明記されていることを理由に、検地増分の寺領編入と国役免除を認めてほしいと述べている。

これらの歎願がどのように処理されたのかは詳らかではないが、第一条に挙げられた課役の重複についてはその解決が持ち越しとなつており、徳川家から賦課される反銭・棟別銭の免除について寺社から継続して要望が上がつていている。

建長寺・円覚寺両寺の納所による奉行衆への訴えや慶長四年の鎌倉十ヶ村百姓による奉行に対する歎願、その後の四寺社連名で行われた彦坂元正に対する訴訟など⁽⁴⁴⁾、寺社から度重なる課役减免の歎願が行われている。そしてついに元和九年（一六二三）に至り、建長寺・円覚寺は反銭・棟別銭の免除を幕府から勝ち取っている。⁽⁴⁵⁾

このように課役の重複解消については、寺社から長年に渡つて歎願が繰り返されてきたのである。他方、秀吉朱印状を根拠としての主張である検地増分の寺領編入と国役免除については、その後の寺社による歎願の中には見えない。

裏を返せば、朱印状が根拠とされた第二条、第三条において主張された検地増分の寺領編入と国役免除については、史料七による訴えがなされた時点で徳川家から何らかの対応が行われたものと推測できる。

このような実績があつたためであろうか。江戸時代になつても引き続き

秀吉朱印状が活用された。宝暦十一年（一七六一）八月、建長寺・円覚寺・東慶寺が連名で関東郡代伊奈忠宥に対し、国役賦課の免除を求めている⁽⁴⁸⁾。その中で寺院側はこれまで寛文十年（一六七〇）・享保十二年（一七二七）に免除された実績があると述べるとともに、免除が認められる根拠の一つとして「権現様御治世之初」に「御朱印を以先規之通諸役并国役被成下 御免許候」として、秀吉の朱印状⁽⁴⁹⁾を挙げている。秀吉朱印状が江戸時代においても政治的影響力を持ち続けたことを示す事象と捉えることができる。

このように少なくとも円覚寺や建長寺、東慶寺とては、秀吉朱印状が国役免除の根拠資料として用いられてきたことが分かる。鎌倉の四寺にとては、当知行安堵に留まらず、従前認められていた特権を引き認めてもらうための朱印状であつたと言えよう。

それでは、改めて鎌倉での検地における、秀吉朱印状の意義について考察を進めていこう。

四 秀吉朱印状と鎌倉における太閤検地

これまで秀吉朱印状が寺社の要望を契機として作成されたとみられることや、その朱印状を権利擁護のための証拠として寺社が活用していた様子を見てきた。

秀吉朱印状について先行研究においては、秀吉が自主的に朱印状を発

給し、家康を抑えようとしたと位置付けられてきた。その構図に疑義が示された今、逆に中野氏が主張するように朱印状の影響力は時限的なもので、家康が実施した検地には影響力を与えていないと理解してよいのであろうか。

ここでは、鎌倉における検地に対する秀吉朱印状の影響力について、

家康が実施した検地のうち円覚寺領の処理に注目して考察をしていく。

史料五によると、円覚寺が提出した指出と同等の貫高百四十四貫八百四十二文の所領が宛行われることとなつていて、徳川家側が指出における貫高と一文単位で合わせることを意識していたことは間違いない。この処理は指出に基づく當知行安堵と言える。貫高と石高の換算式が存在しているにも拘わらず貫高が用いられたことから、この数値が先例となり江戸時代を通じて鎌倉の寺社領では貫高が継続して用いられていく。

そして家康は天正十九年十一月に判物を以て四寺社領の寄進を行つた。家康の寺社宛寄進状については、判物と朱印状が存在することが知られており、その様式の使い分けは領地の石高によらず、寺社の格式に基づいたものとされる。鎌倉の寺社に対する寄進状をみると、四寺社を除いて朱印状での発給となつており、家康の判物を得た四寺社は他とは別格の扱いを受けていたことが明らかにされている。⁽⁵⁰⁾

このように秀吉朱印状は家康が実施した検地に対して影響力を持つていたことが分かる。ただし、朱印状を所持していたからと言って、円覚寺領が無条件で従前どおりの貫高丁度の所領を安堵されたのではないと考えられる。同じく秀吉朱印状を受給した鶴岡八幡宮は、政権へ提出した指出に比べて、およそ三割もの所領貫高を削減されている。この処理の背景は明らかではないが、朱印状を保持していることが全面的な保護を意味するものではなかつたことが推測される。⁽⁵¹⁾

以上、四寺社領の検地において、秀吉朱印状がどこまで影響力があつたのかということについて考察した。史料の残る円覚寺領を見る限りでは、従前の所領貫高がそのまま安堵されている。また、家康の寄進状も鎌倉に所在する他寺社が朱印状であつたのに對し、四寺社には格式の高い判物が用いられた。家康の検地に対する秀吉朱印状の影響力をここに

みることができる。他方、家康は秀吉朱印状に配慮しつつも、寺社領の再編を実施し、鶴岡八幡宮領の削減を行うなど、寺社の主張をそのまま受け入れたのではなかつたと考えられる。

おわりに

これまで鎌倉の寺社に残された秀吉朱印状の位置づけについて「帰源院文書」をとおして考察を行つた。その結果、朱印状は秀吉が自己の権威を示すために発給したものではなく、寺社が天下人である秀吉に彼らの権利を認めさせたものだと考えられるに至つた。関連文書の案文が帰源院に残された背景も寺社の側が自身の権利を守るためにあつたと推測される。

その後も朱印状は国役免除歎願の際、寺社によつてその権利擁護のための根拠資料の一つとして活用が続けられていた。彼らは朱印状によつて、当知行安堵に加え、従前に認められていた特権の保証を求めていたと考えられる。

このように寺社の要望に応じて作成されたとみられる秀吉朱印状ではあつたが、四寺社に対しても家康も一定の配慮を見せるなど、その影響力があつたと言つてよいだろう。

秀吉から直接朱印状を受給した鎌倉の四寺社は、引続き自らの権利擁護のため秀吉との直接的な繋がりを維持しようと努めている。例えば、鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺は名護屋城に在陣していた秀吉と家康にそれぞれ蠟燭を贈り届けており、⁽²²⁾ 秀吉と家康それぞれの歎心を買うための努力を続けていたことが分かる。

実は地方の寺社が直接秀吉から朱印状を獲得し、自らの権利を守るため行動したのは、鎌倉の四寺社に限つたものではない。秀吉帰京後の天

註

- (1) 帰源院文書には、南北朝時代から江戸時代にかけての文書二十六通が収められている。詳細については、「神奈川県立博物館人文部門資料目録」(4) 中世古文書資料目録」(神奈川県立博物館、一九八一年) を参照されたい。
- (2) 高柳光寿「秀吉・家康の検地」(『鎌倉市史』総説編、一九五九年)。
- (3) 村上直「近世初期、関東の支配体制」(同編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年)。
- (4) 児玉幸多「関東御入国と鎌倉十カ村」(『鎌倉市史』近世通史編、一九九〇年)。
- (5) 曽根勇一「秀吉政権の東国侵攻」(同『近世国家の形成と戦争体制』校倉書房、一九九〇年、初出一九九六年)。
- (6) 前掲註4児玉論文八五頁。
- (7) 中野達哉「豊臣秀吉・徳川家康の鎌倉寺社政策—兩政策の異質性と家康の関東領国支配」(同編『鎌倉寺社の近世』岩田書院、一〇一七年)。
- (8) 青木文彦「宇都宮・会津仕置における岩付」(江田郁夫編『奥羽再仕置』勉誠出版、二〇一四年) 八三～八五、九八～九九頁。
- (9) 帰源院文書(『鎌倉市史』史料編第一、四七七号)。なお、同市史による翻刻は東大史料編纂所影写本、及び「相州文書」を底本としている。
- (10) 玉村竹一・井上禪定「円覚寺史」(春秋社、一九六四年) 三六九～三七〇頁。
- (11) 後藤俊太郎氏所蔵文書(『新編埼玉県史』資料編6、一六八七号)。
- (12) 瑞泉寺文書(『鎌倉市史』史料編第三・第四、三〇五号)。
- (13) 帰源院文書(『鎌倉市史』史料編第一、四七五号)。

正十八年暮れ、遠江国の寺社は駿府で秀吉が約束した寺社領の当知行安堵を実現させるため、上洛して朱印状発給を求めている。⁽²³⁾ こうした地方寺社と豊臣政権との関係については、まだ不明瞭な部分が大きい。今後の課題として考察を進めていく所存である。

- (14) 帰源院文書（同前、四七・六号）。
- (15) 円覚寺文書（『鎌倉市史』史料編第二・三九一号）。
- (神奈川県立博物館人文部門資料目録（4）中世古文書資料目録）三一号）。
- (16) 建長寺文書（『鎌倉市史』史料編第三・第四、二二一八号）。
- (17) 東慶寺文書（同前、二三五五号）。
- (18) 前掲註9史料。
- (19) 天正十九年閏正月十二所村田方検地帳（写）（山ノ内 堀江家藏資料『鎌倉市史』近世史料編第一、一号）。
- (20) 帰源院文書（『鎌倉市史』史料編第一、四七八号）。
- (21) 鶴岡八幡宮宛朱印状（相州文書『鎌倉市史』史料編第一、一四一号）、建長寺宛朱印状（建長寺文書『鎌倉市史』史料編第三・第四、一二九号）、円覚寺宛朱印状（円覚寺文書『鎌倉市史』史料編第一、三九三三号）、東慶寺宛朱印状（東慶寺文書『鎌倉市史』史料編第三・第四、二二二六号）。
- (22) 前掲註12史料。
- (23) 斎藤司「豊臣期における喜連川氏の動向」（滝川恒昭編『房総里見氏』戎光祥出版、二〇一四年、初出一九八五年）。
- (24) 前掲註5曾根論文四四〇四五頁。
- (25) 前掲註8青木論文九七頁。
- (26) 喜連川文書（『喜連川町史』第五卷 資料編5 喜連川文書上、四一号）。
- (27) 喜連川文書（『喜連川町史』第五卷 資料編5 喜連川文書下、二三五五一一号）。
- (28) 喜連川文書（『喜連川町史』第五卷 資料編5 喜連川文書下、二三五五一一号）。
- (29) 同右。
- (30) 前掲註27史料。
- (31) 例えば山田邦明『戦国のコミュニケーション－情報と通信－』（吉川弘文館、二〇〇二年）などを参照。
- (32) 前掲註12玉村・井上書（四二一）（四三頁）を参照。
- (33) (天正十八年九月廿九日付北条氏康判物（鶴岡八幡宮文書『小田原市史』史料編文部門資料目録（4）中世古文書資料目録）二七号）。
- (34) 相州文書（『鎌倉市史』史料編第一、二二六号）。
- (35) 鶴岡八幡宮造営については検地と異なり、徳川家臣へ引継ぎが行われた形跡もないため、同宮関係者がその可否について懸念していたと考えられるか。
- (36) 史料二みえる高力を取り持つた「彼御房」が雲如であったとするならば、雲如が片桐と高力との間を取り持ち、文書の授受や情報の伝達に尽力したと推測される。往復書簡の案文が帰源庵に残されたのはそのような事情があつたためであろうか。
- (37) 斎藤氏は註23前掲論文において、喜連川氏の存続決定と鎌倉の四寺社への秀吉朱印状発給が同日に行われた点を重視し、この日をもって「関東の戦後処理における一つの画期」と評価する。しかし、青木氏は註8前掲論文において、駿府における一連の措置をそれまで秀吉が行ってきた裁断の施行等に係る懇望や申請への対応を括して行つたものと評価している。特に鎌倉の四寺社への朱印状発給についても秀吉側の発意によるものではなく、寺社側の申請を契機とする可能性を指摘する。
- (38) 天文十八年九月廿九日付北条氏康判物（鶴岡八幡宮文書『小田原市史』史料編中世II二五一号）。
- (39) 永正十弐年一月十日付伊勢宗瑞袖加判同氏綱判物（円覚寺文書『同右』二二六号）。
- (40) (永禄十一年)六月晦日付北条氏康朱印状（仏日庵文書『同右』七二三号）。
- (41) 天正十五年十一月六日付北条家朱印状、(同年)霜月六日付板部岡江雪齋副状（鶴岡八幡宮文書『小田原市史』史料編中世III、一八五三号、一八五四号）。
- (42) (神奈川県立公文書館所蔵帰源院文書）（同館資料ID二二一〇〇九〇〇三二六一号）。
- (43) 前掲註4児玉論文九六頁。
- (44) 十月十六日付建長・円覚両寺納所運署目安（帰源院文書『神奈川県立博物館人

(45) (慶長四年) 一月日付鎌倉寺社領百姓等申状案（円覚寺文書『鎌倉市史』史料編第二、三九七号）。

(46) 十二月朔日付円覚寺等連署申状案（円覚寺文書『鎌倉市史』史料編第一、三九八号）。

(47) 前掲註4児玉論文一〇〇～一〇一頁。

(48) [建長寺・円覚寺・東慶寺国役御免の儀申上]「神奈川県立公文書館所蔵帰源院文書」同館資料ID二三二〇〇九〇〇三六八号）。

(49) ここでいう朱印状が家康の朱印状を指す可能性も存在する。もし国役免除を認めた家康朱印状が、この歎願書が作成された宝暦十一年時点で存在していたのであれば、寛保二年（一七四二）に完成した「諸州古文書」に採録されてしかるべきである。幕府を開いた「神君家康公」の朱印状であれば尚更であろう。しかし、そのような形跡は見られない。そのため、ここで取り上げられている朱印状は、発給者が明言されていないながらも、現存する秀吉朱印状であると判断できる。

(50) 中野達哉「天正十九年徳川家康寺社領寄進の基礎的研究」（橋詰茂編『戦国・近世初期 西と東の地域社会』岩田書院二〇一九年）。

(51) 鶴岡八幡宮領削減については、中村陽平「御朱印地配分から見る近世鎌倉寺社領の成立と構造」（中野達哉編『鎌倉寺社の近世』岩田書院、二〇一七年）においても検討が加えられているが、未だ詳らかにはなっていない。ここからは推測となるが、削減の背景について検討を加えていく。徳川家は政権に対して四寺社領の当知行安堵を行う旨の請書（史料二）を提出している。しかば、当知行安堵と政権に対してもう一つの条件がつくような形で検地を実施したと考えるのが自然であろう。その条件を満たす形を考えた場合、臨済宗三ヶ寺と鶴岡八幡宮の明暗を分けた背景事情は次のようなものであろう。臨済宗の三ヶ寺の所領は散在していたとはい、鎌倉近隣に所在していた。他方鶴岡八幡宮の所領は佐々目郷（埼玉県さいたま市南西部から戸田市西部）をはじめ関東各地に所在していた。そのため「当知行」すなわち、実際にその所領を占有していたのかという点に違いが存在し、そこを徳川家に厳しく判断されたのではないだろうか。

それならば、家康にとつても秀吉朱印状に記された「當知行」安堵を果たしたことと判断することが可能となる。

(52) (文禄元年) 十二月廿八日付豊臣秀吉朱印状（相州文書『鎌倉市史』史料編第一、一四二号）、(同年) 極月晦日付徳川家康朱印状（相州文書『鎌倉市史』史料編第一、一四三号）、(同年) 十二月廿七日付豊臣秀吉朱印状（円覚寺文書『鎌倉市史』史料編第一、一四四号）、(同年) 極月廿九日全阿弥副状（円覚寺文書鎌倉市史）史料編第一、三九四号）、(同年) 極月廿九日付増田長盛・長束正家連署書状（鴨江寺文書『静岡県史』資料編9 近世一、一四一号）、(天正十九年) 閏正月一日付増田長盛・長束正家連署書状（同前、一四二号）など。

『神奈川県立博物館研究報告－人文科学－』第四九号（二〇二二）・四八頁 訂正

拙稿「本光寺文書所収「御印判目録」について」に対し、鳥居和郎氏から先行研究把握に疑義があるとのご指摘をいただきました。拙稿において氏が「御印判目録」を偽文書と評価したと記載しましたが、氏がそのように評価した事実はありませんでした。つきましては、次のとおり訂正いたします。この度のことは、ひとえに筆者の全くの不注意によるものです。ここにご迷惑をおかけした鳥居氏、読者の方々に深くお詫び申し上げます。

誤

本史料が後年に年次を偽つて作成された史料であるという判断を維持している。しかし、年紀表記と文字の書体のみを以て後年に作成された文書と判断してよいのか疑問である。

正

本史料が後年に作成された史料であるという判断を維持している。しかし、年紀表記と文字の書体のみを以て後年に作成された文書と判断してよいのか疑問である。